

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 38

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

## ☆市役所の職員を名乗る男からの不審電話が！

- 9月末日、稚内市内に住む70歳代の女性に、市役所職員を名乗る男から、「**還付金の払い込みがある**」、「午後3時までに手続きをしなければならないので、**携帯電話を持ってATMに行きたくしたい**」と、還付金詐欺の前兆と思われる電話がありました。電話を受けた女性は、詐欺だと見抜き、被害に遭いませんでしたが、**今後も同様の電話が来る可能性**がありますので、そういった電話が来た際は、家族、友人、また警察に相談し、被害に遭わないよう十分注意しましょう！！

(情報提供元: 稚内警察署)

## ☆政府広報紙に似せたチラシで偽の相談窓口に誘導する手口に御注意を！

- 政府広報「**家族みんなで防ごう！高齢者詐欺！**」に似せて、**偽の相談窓口**を案内する**チラシ**が出回っているという情報が消費者庁に寄せられています。  
**偽物のチラシ**は、国民生活センターと紛らわしい団体名を称し、「電話による営業を行っている会社の内容を知りたい・調べたいまたは困っている。すぐにご相談ください。」として、**偽の相談窓口**に誘導するものですので、偽チラシに記載の電話番号には、絶対に電話を掛けないよう御注意ください！！

(情報提供元: 消費者庁、国民生活センター)

## ☆光回線やスマートフォンに関わる「改正電気通信事業法」が施行！

- 今年の5月下旬から改正された電気通信事業法が施行されています。新たに事業者「**契約書面交付**」を義務付けることや電気通信サービスの契約解除が可能（通信サービスについて**一定期間内に利用できる「初期契約解除制度」**の導入）となることなど、消費者保護を手厚くしたルールが定められました。

○『光回線やスマホ等の**契約書面はしっかりと確認**をしましょう！』

## 相談事例(稚内市消費者センター)

### ●スマートフォンによる「不当請求」と思われるケース

#### 【 相 談 内 容 】

見覚えのない番号からの電話（スマホ）にでると、実在の事業者名を名乗り、「**有料動画サイトの入会金が未納**なので退会したければ、延滞金 27 万円程を支払うように」と言われた。以前に動画を無料で視聴したことがあり、その事と関係があるものと信じ込んでしまい、事業者の指示どおり大手通販サイトの**電子ギフト券をコンビニで購入しカード番号**を教えてしまった。その後、同じ担当者名を名乗り「**協会費も支払うよう**」電話があったのだが、声が違うなど不審に思い断った。今後、名前や生年月日等も教えてしまっており、何か起こらないか心配なので、対処法をお聞きしたい。



#### 【 対 処 ・ 結 果 】

大手事業者を騙る「不当請求」と思われ、同様の事例が全国でも数多くあることの情報提供をした。電子ギフト券については、番号を教えてしまったことにより、**返金は非常に困難である**ことを伝え、一応、スマホからの電子ギフト券利用状況を確認できる操作方法の説明をし、加えて、電子ギフト券発行会社に利用停止を求める電話を直ぐにかけてみるように付言もした。今後の対応としては、当該電話番号の着信拒否の設定、見知らぬ電話には一切でないことと警察への相談についても助言をした。



電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

#### ☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

- 稚内市では「**無料法律相談**」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。
- 相談時間は午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）
  - 事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡下さい。

向う3ヶ月の【**実施日**】11月13日 ・ 12月11日 ・ H29年1月15日

★稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話（直通）23-6413